

扶養家族（健康保険）の手続きについて

平成30年10月1日より、扶養家族（健康保険）の手続きについて、必要となる添付資料等に変更がある旨の通知が日本年金機構より発表されました。

今まで、手続きの際にお願いしていなかった資料が必要になりますので、お手数ですが、ご協力下さいますようお願い申し上げます。

↓↓ 主なケースごとに必要な資料をご案内しますので、ご確認ください ↓↓

※今回の変更事項は ■ で表示しています。

CASE I 同居の家族を扶養に入れる

→ 配偶者の場合

- 【必要資料】
- ①年金手帳の写し（60歳以上は不要）
 - ② 本人と配偶者のマイナンバー
 - ③退職が理由なら、退職証明書の写し
 - ④60歳以上で年金受給者の場合は、直近の年金の振込通知書の写し

→ 子供・親の場合

- 【必要書類】
- ① 本人と子供・親のマイナンバー
 - ②退職が理由なら、退職証明書の写し
 - ③60歳以上で年金受給者の場合は、直近の年金の振込通知書の写し

→ 出生した子供の場合

- 【必要書類】
- ① 本人と子供のマイナンバー
- または

- ② 本人と子供が載った、続柄入りの世帯全員の住民票（原則原本）

出生届を出してから、マイナンバーが届くまでに数週間かかりますので、住民票の方が早いです

CASE II 別居の家族を扶養に入れる

- 配偶者の場合
- 子供・親の場合
- 出生した子供の場合

基本的には、上記の同居の場合と必要資料は同じです

ただし、10月1日以降、別居の場合は、別途、仕送りの証明が必要になります。

- ① 振込で仕送りしている場合 → 送金していることが分かる預金通帳の写し
(送金先の氏名が記載されていること)
- ② 現金書留で仕送りしている場合 → 送金者、送金先、送金金額が分かる現金書留の控えの写し

上記以外の個々の事例については、当方までご連絡下さい。